

改訂版発刊にあたって .....	i
はしがき 土壌汚染対策研究会 .....	ii

## 第 I 部

## 土壌汚染対策法の施行によって生じ得る紛争への対応マニュアル

## 序章 土壌汚染対策法の制定及び改正の背景とその特徴

- 【1】土壌汚染対策法の制定の背景 ..... 3  
Q1：土壌汚染対策法が制定された背景は何でしょうか。
- 【2】法改正の背景 ..... 4  
Q2：法施行から7年が経過する中で、平成22年4月に改正法が施行されました。今、法改正が行われた背景を説明してください。
- 【3】土壌汚染の4つの特徴 ..... 5  
Q3：土壌汚染の特徴は、どのようなものなのでしょうか。
- 【4】土壌汚染対策法の基本的枠組みと特徴 ..... 6  
Q4：土壌汚染対策法の特徴は何ですか。その基本的枠組みと制定にあたって配慮された重要なポイントとしてはどのようなことがあげられますか。
- 【5】土地所有者の義務とその根拠 ..... 9  
Q5：土壌汚染対策法では、原則として土地所有者が義務を負うとされていますが、所有者が義務を負う根拠は何でしょうか。
- 【6】土壌汚染対策法によって変わった調査と措置の方法 ..... 11  
Q6：法の施行によって、何がどのように変わったのですか。
- 【7】油汚染が発生した場合 ..... 13  
Q7：油汚染があった場合、どのように対処すればよいのですか。
- 【8】土壌の汚染の判断基準 ..... 14  
Q8：欧米では、汚染の有無の判断基準として、一律の基準値ではなく、土地利用形態別に基準値を設定したり、サイト毎にリスク評価を行って判断すると聞いています。日本の土壌汚染対策法では、どうして一律の基準で判断することになっているのでしょうか。

- 【9】 土壤調査結果や土壤汚染対策の傾向…………… 15  
 Q9：これまでに、法や条例、あるいは自主調査などにに基づき多くの土地で汚染状況調査が実施され、また、そうした調査で汚染が判明した場合には対策が講じられてきたということですが、それらの調査結果や対策の内容などに傾向がみられますか。
- 【10】 土壤汚染対策法と土地取引…………… 18  
 Q10：法と土地取引の関係はどうなりますか。

## 第 1 章 土壤汚染対策法の目的と対象（法第 1 条・法第 2 条）

- 【1】 土壤汚染対策法の目的…………… 21  
 Q11：土壤汚染対策法の目的は何ですか。
- 【2】 自然的原因による汚染について…………… 22  
 Q12：「自然的原因」による汚染も、土壤汚染対策法の対象とする「土壤汚染」と考えられますか。
- 【3】 土壤汚染対策法における「特定有害物質」…………… 23  
 Q13：土壤汚染対策法における「特定有害物質」とは、どのようなものですか。

## 第 2 章 土壤汚染状況調査（法第 3 条・法第 4 条・法第 5 条）

- 【1】 土壤汚染状況の調査報告義務…………… 26  
 Q14：調査の契機として、どのような場合に法第 3 条第 1 項による調査報告義務を負いますか。
- 【2】 法第 3 条における調査対象物質…………… 28  
 Q15：改正法では、法第 3 条における調査対象物質に関する考え方が変更されたということですが、具体的に説明してください。
- 【3】 土地の利用履歴調査…………… 30  
 Q16：法改正に伴い土壤汚染状況調査にあたっては、土地の利用履歴調査の重要性が高まったといわれていますが、具体的にどのようなことですか。
- 【4】 土地の形質の変更に伴い届出が必要な場合…………… 31  
 Q17：法第 4 条の土地の形質の変更届が必要な場合は、どのようなときですか。
- 【5】 土地の形質の変更時の調査命令…………… 33  
 Q18：法第 4 条に基づく調査命令が発出されるのは、どのようなときですか。
- 【6】 健康被害が生ずるおそれがある土地の調査報告義務…………… 36  
 Q19：どのような場合に、健康被害が生ずるおそれがある土地の調査報告義務を負いますか。

【7】 土壤汚染状況調査の方法	41
Q20：土壤汚染状況調査の対象となる物質は何ですか。また、調査はどのように行うことが必要ですか。	
【8】 第二溶出量基準の意義等	44
Q21：土壤汚染対策法では、指定基準である土壤含有量基準と土壤溶出量基準のほかに、第二溶出量基準が設定されていますが、同基準について説明してください。	
【9】 土壤汚染対策法と条例に基づく調査	47
Q22：地方自治体による条例に基づく調査と、法による調査とは、どのような関係となりますか。	
【10】 調査報告義務を負う者	48
Q23：調査報告義務を負う者は、土地の所有者、占有者、管理者のうち、誰に特定されますか。	
【11】 調査報告義務を負う者—土地共有者の場合	50
Q24：土地が共有の場合には、だれが調査報告義務を負いますか。	
【12】 調査報告義務を負う者—借地契約や借家契約等があるとき	51
Q25：借地契約や借家契約等がある場合には、誰が調査報告義務を負いますか。	
【13】 調査報告義務を負う者—抵当権者・譲渡担保権者の場合	53
Q26：借地担保のために土地に抵当権や譲渡担保が設定されている場合に、誰が調査報告義務を負いますか。	
【14】 調査報告義務を負う者—倒産の場合	54
Q27：倒産の場合には、誰が調査報告義務を負いますか。	
【15】 調査報告の実行手続	56
Q28：調査報告の実行手続は、どのようになりますか。	
【16】 調査の過程の全部又は一部の省略	58
Q29：法に規定する土壤汚染状況調査における調査の過程の全部又は一部の省略とは、どのようなことですか。また、その場合、法の手続上はどのような取り扱いとなりますか。	
【17】 調査報告命令に違反した場合	61
Q30：調査報告命令に違反し、実行されない場合には、どのような罰則に処されますか。	
【18】 調査報告命令に異議があるとき	62
Q31：調査報告命令に異議があるときは、どのように主張したらよいですか。	
【19】 近隣の土壤汚染の疑いと調査報告命令	64
Q32：近隣に土壤汚染があると疑われるとき、法第5条の調査報告命令が行われるように主張することができますでしょうか。	

- 【20】 指定調査機関の信頼性の確保…………… 66  
 Q33：改正法では、指定調査機関の信頼性の向上を一層図るために、指定調査機関が遵守すべき義務が強化されたということですが、具体的にどのようなことですか。
- 【21】 指定調査機関に調査を依頼する場合…………… 68  
 Q34：土壌汚染状況調査を実施するに際し、関連会社が法に基づく指定調査機関の指定を受けているためその会社に調査を依頼したいと思いますが、問題はありますか。

### 第 3 章 要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定（法第 6 条・法第 11 条）

- 【1】 要措置区域と形質変更時要届出区域…………… 70  
 Q35：法の規制対象区域には、要措置区域と形質変更時要届出区域がありますが、その違いを説明してください。
- 【2】 特定有害物質によって汚染されている区域の指定…………… 72  
 Q36：特定有害物質によって汚染されている区域の指定は、どのように行われますか。
- 【3】 自然的原因による汚染と区域の指定…………… 75  
 Q37：土壌汚染が自然的原因による場合にも、要措置区域等に指定されますか。
- 【4】 要措置区域等に指定された場合の影響と問題…………… 76  
 Q38：要措置区域等に指定された場合、どのような影響と問題が生じますか。
- 【5】 要措置区域等についての情報…………… 78  
 Q39：要措置区域等についての情報は、どのようにして知ることが出来ますか。
- 【6】 要措置区域台帳及び形質変更時要届出台帳の記載事項…………… 79  
 Q40：要措置区域台帳及び形質変更時要届出台帳には、どのような事項が記載されていますか。
- 【7】 区域指定解除時の台帳上の取り扱い…………… 81  
 Q41：汚染土壌の除去等の措置を実施した結果、規制対象区域の指定が解除された土地については、法に規定する台帳においてはどのような取り扱いになりますか。

### 第 4 章 要措置区域内の土地の汚染の除去等の指示及び措置命令（法第 7 条）

- 【1】 要措置区域内の土地の土壌の汚染の除去等の指示…………… 83  
 Q42：要措置区域内の土地の土壌の汚染の除去等の指示が行われるのは、どのような場合ですか。

【2】 要措置区域内の土地の土壌の汚染の除去等の措置命令	85
Q43：要措置区域内の土地の土壌の汚染の除去等の措置命令が発動されるのは、どのような場合ですか。	
【3】 要措置区域内の土地の汚染の除去等の指示と汚染原因者	86
Q44：汚染の除去等の措置の指示は、誰に対して発出されることになりませんか。	
【4】 汚染の除去等の指示や措置命令の対象となる土地の要件	87
Q45：汚染の除去等の指示や措置命令の対象となる土地は、どのような範囲の土地となりますか。	
【5】 汚染の除去等の措置の実施内容	88
Q46：実施すべき汚染の除去等の措置の内容は、どのようなものでしょうか。	
【6】 地下水汚染の拡大の防止措置	91
Q47：改正法では、地下水の摂取等のリスクに係る措置に新たに「地下水汚染の拡大の防止」措置が追加されましたが、その理由と具体的な措置の方法を説明してください。	
【7】 措置の指示等の実行と業者の選定・二次汚染防止等	93
Q48：汚染の除去等の措置を実行する際の業者の選定、措置の実施の際の二次汚染の防止、措置実施後の行政庁のチェック、実施後のモニタリングは、どのようにされますか。	
【8】 汚染除去等の措置を実施する前に必要な調査項目	94
Q49：汚染の除去等の措置を実施する前に、事前に実施すべき調査などはありますか。	
【9】 二次汚染発生と汚染土壌の処分に伴う責任所在	97
Q50：二次汚染の発生の場合の責任の所在、汚染土壌の処分に伴う責任は、どのようになりますか。	
【10】 近隣の土地所有者等による汚染の除去等の措置等の請求方法	98
Q51：近隣での土壌汚染があるときに、その土地の所有者等に対して汚染の除去等の措置又は応急対策を請求する方法はあるのでしょうか。	

## 第5章 土地の所有者等に対する汚染の除去等の措置の指示及び措置命令（法第7条）

【1】 汚染の除去等の指示及び措置命令とその対象者	100
Q52：土地所有者等に対する汚染の除去等の措置の指示や措置命令は、具体的には誰に対して出されることになりませんか。	
【2】 汚染の除去等の措置の指示及び措置命令と土地所有者	101
Q53：土地が共有の場合は、誰が汚染の除去等の措置の指示や措置命令の対象者となるのでしょうか。	

- 【3】 汚染の除去等の措置の指示及び措置命令と借地契約・借家契約等・・・102  
 Q54：借地契約や借家契約等がある場合、誰が汚染の除去等の措置の指示及び措置命令の対象者となるのでしょうか。
- 【4】 汚染の除去等の措置の指示及び措置命令と抵当権者……………103  
 Q55：債権担保のために土地の抵当権や譲渡担保が設定されている場合、誰が汚染の除去等の措置の指示や措置命令の対象者となるのでしょうか。
- 【5】 汚染の除去等の措置命令と倒産……………104  
 Q56：倒産の場合に、誰が汚染の除去等の措置命令の対象者となるのでしょうか。
- 【6】 土地所有者等が汚染の除去等の措置の内容を選択する場合……………104  
 Q57：土地所有者等が汚染の除去等の措置の内容を選択する場合に、どのような点に留意したらよいのでしょうか。
- 【7】 汚染の除去等の措置命令に異議があるとき……………105  
 Q58：汚染の除去等の措置命令に関して異議があるとき、どのように異議を主張したらよいのでしょうか。
- 【8】 汚染の除去等の措置の指示や措置命令が実行されない場合……………106  
 Q59：汚染の除去等の措置の指示や措置命令が実行されないときは、どのようなようになるのでしょうか。
- 【9】 資金不足で汚染の除去等の措置の指示や措置命令を実施できない場合……………107  
 Q60：土地所有者が汚染の除去等の指示や措置命令を受けながら、措置を実施するための資金がない場合はどうしたらよいのでしょうか。

## 第6章 汚染原因者に対する汚染の除去等の措置の指示及び措置命令（法第7条）

- 【1】 汚染の除去等の措置の指示と汚染原因者の義務……………111  
 Q61：汚染原因者には、どのような場合に汚染の除去等の指示が出されますか。
- 【2】 汚染原因者が解散、廃業等を行った場合……………114  
 Q62：汚染原因者が会社分割を行った場合や法人の解散、個人事業者の廃業を行った場合、汚染原因者として責任を負うのは誰ですか。
- 【3】 土地売買契約に汚染対策負担関係の取り決めがあった場合……………116  
 Q63：土地売買契約において汚染対策についての負担関係を取り決めた場合、それによって汚染の除去等の措置の指示や措置命令が出されるのでしょうか。
- 【4】 汚染原因者から市場評価より安く土地を購入した場合……………117  
 Q64：土地所有者が汚染原因者から、汚染地であることを理由に通常の市場評価より安く土地を購入していた場合、誰に対して汚染の除去等の措置の指示や措置命令が出されることになりますか。

- 【5】 汚染原因者が複数いる場合の汚染の除去等の措置…………… 118  
 Q65：汚染原因者が複数いる場合、どのように汚染の除去等の措置の指示や措置命令が出されるのでしょうか。
- 【6】 汚染の除去等の措置の指示及び措置命令の発出プロセス…………… 120  
 Q66：汚染の除去等の措置の指示及び措置命令の内容が決まり、発出されるまでのプロセスはどうなりますか。
- 【7】 土地所有者と汚染原因者との具体的協議内容…………… 121  
 Q67：汚染の除去等の措置の指示を実行するにあたり、土地所有者等と汚染原因者との協議は、具体的にはどのように行われるのでしょうか。
- 【8】 汚染の除去等の措置の指示や措置命令に異議があるとき…………… 122  
 Q68：汚染の除去等の措置の指示や措置命令に対して異議があるとき、どのように主張することができますか。

## 第7章 法に基づく費用請求権（法第8条）

- 【1】 汚染の除去等の措置に要した費用請求権の行使…………… 124  
 Q69：汚染の除去等の措置に要した費用請求権は、どのような場合に行使できますか。
- 【2】 汚染の除去等の措置に要した費用請求権の範囲…………… 126  
 Q70：汚染の除去等の措置に要した費用請求の範囲はどのようになりますか。
- 【3】 費用請求と、瑕疵担保、不法行為等に基づく民事上の請求…………… 127  
 Q71：汚染の除去等の措置に要した費用請求と、瑕疵担保、不法行為等に基づく民事上の請求とは、どのような関係になりますか。
- 【4】 汚染の除去等の措置に要した費用の請求を受ける者…………… 128  
 Q72：汚染の除去等の措置に要した費用の請求を受けるのは、誰になりますか。
- 【5】 汚染原因者が複数いる場合の費用の請求…………… 130  
 Q73：汚染原因者が複数いる場合、どのような請求が行われるのでしょうか。
- 【6】 汚染原因者が売却した土地の所有者から  
 汚染の除去等の費用を請求されたとき…………… 131  
 Q74：土地所有者に土地を売却していた汚染原因者が、土地所有者から法第8条の費用の請求を受けた場合、どうなるのでしょうか。
- 【7】 汚染の除去等の措置に要した費用請求権の時効…………… 132  
 Q75：法第8条の費用請求権の時効については、どのように規定されていますか。

## 第 8 章 民法上の請求権

- 【1】 土壌汚染を原因とする民法上の請求権…………… 133  
 Q76：土壌汚染を原因とする、法第 8 条に基づかない民法上の請求権として、どのようなものがありますか。
- 【2】 土壌汚染を理由とする不法行為責任による損害賠償請求権…………… 134  
 Q77：土壌汚染を理由とする不法行為責任による損害賠償請求権は、どのような場合に成立しますか。
- 【3】 不法行為責任による損害賠償請求権の範囲…………… 136  
 Q78：土壌汚染を理由とする不法行為責任に基づく損害賠償請求は、どのような範囲に及びますか。
- 【4】 不法行為責任に基づく損害賠償請求権の時効…………… 137  
 Q79：不法行為責任に基づく損害賠償請求権の時効は、どのように規定されていますか。
- 【5】 土地売買における土壌汚染を理由とする瑕疵担保責任…………… 139  
 Q80：土地売買において土壌汚染を理由とする瑕疵担保責任は、どのような場合に成立しますか。
- 【6】 瑕疵担保責任の効果としての土地の買主の主張…………… 142  
 Q81：土地の買主は、土壌汚染を理由とする瑕疵担保責任の効果として、どのような主張を行えますか。
- 【7】 土壌汚染を理由とする土地売買契約の無効・取消し・解除の主張…………… 143  
 Q82：土壌汚染を理由とする土地売買契約の無効、取消し、解除の主張は、どのような場合に行うことができますか。
- 【8】 土壌汚染による土地賃貸借契約における用法義務違反…………… 145  
 Q83：土壌汚染による土地賃貸借契約における用法義務違反は、どのような場合に成立しますか。

## 第 9 章 請求権の行使方法（法第 8 条）

- 【1】 汚染原因者の把握・特定へのアプローチ…………… 146  
 Q84：汚染原因者を、どのように把握したらよいのでしょうか。
- 【2】 費用請求権及びその他の損害賠償請求権の行使…………… 152  
 Q85：法第 8 条の費用請求権やそれ以外の損害賠償請求権を、どのように行使することができますか。
- 【3】 費用請求権や損害賠償請求権等の行使を容易化する方法…………… 153  
 Q86：法第 8 条の費用請求権やそれ以外の損害賠償請求権を行使していく際に、これを容易化する方法はありますか。



- 【4】容易化する方法—都道府県公害審査会への申立て手続…………… 154  
 Q87：都道府県公害審査会への申立て手続は、どのようになりますか。
- 【5】容易化する方法—公害等調整委員会への申立て手続…………… 157  
 Q88：公害等調整委員会への申立て手続は、どのようになりますか。

## 第10章 要措置区域内の土地の形質の変更の禁止（法第9条）

- 【1】要措置区域内の土地の形質の変更の禁止…………… 161  
 Q89：要措置区域内の土地の形質の変更が、原則として禁止される理由は何ですか。
- 【2】要措置区域内の土地の形質の変更禁止の例外…………… 162  
 Q90：要措置区域内の土地の形質の変更禁止の例外として、認められるものは何ですか。

## 第11章 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令（法第12条）

- 【1】形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出…………… 164  
 Q91：形質変更時要届出区域内で土地の形質を変更する場合の届出は、どのように行えばよいのですか。
- 【2】施行方法に関する計画変更命令…………… 166  
 Q92：形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行方法に関する計画変更命令に異議がある場合、どのように主張したらよいのですか。

## 第12章 自主的な調査に基づく指定の申請（法第14条）及び自主的な措置の実施

- 【1】自主的な調査…………… 168  
 Q93：自主的に調査を行うことは賢明でしょうか。また、自主的な調査を行う場合に、留意する点がありますか。
- 【2】自主的な調査に基づく指定の申請の必要性…………… 170  
 Q94：所有地で自主的に調査を実施したところ、特定有害物質による汚染が判明しました。この場合、法第14条に基づく都道府県知事への申請は必ず行う必要がありますか。
- 【3】指定申請時の留意事項…………… 172  
 Q95：所有地で土壌の自主調査を行い、汚染が判明した場合には法第14条に基づく指定の申請を行うことを考えています。この場合、留意すべきことはありますか。

- 【4】自主的に措置を行う場合の留意点…………… 174  
 Q96：土壤汚染対策法に基づく義務としてではなく、自主的に措置を行う場合に留意する点がありますか。

**第13章 汚染土壤の搬出等に係る規制（法第16条）**

- 【1】要措置区域等からの汚染土壤の搬出…………… 176  
 Q97：要措置区域等における措置の実施に伴い、汚染土壤を搬出を計画しています。この場合、届出について、法に基づく規制はどのようになっていますか。
- 【2】要措置区域等から搬出する土壤の調査…………… 179  
 Q98：要措置区域や形質変更時要届出区域から土壤を搬出する場合、搬出土壤の調査は必ず実施しなければいけませんか。
- 【3】搬出土壤の調査時の調査対象物質…………… 180  
 Q99：要措置区域等内の土地の土壤を搬出するにあたり、法の対象から外すための認定の調査を行う場合には、すべての種類の特定有害物質を調査対象とするということですが、それはなぜですか。

**第14章 汚染土壤の運搬に関する基準（法第17条）**

- 【1】運搬に関する基準…………… 182  
 Q100：要措置区域等から搬出した汚染土壤を汚染土壤処理施設に運搬する際の基準は、どのように規定されていますか。
- 【2】運搬等の委託時の注意点…………… 185  
 Q101：汚染土壤の運搬や処理を委託する場合、注意すべきことはありますか。
- 【3】管理票及び二次管理票…………… 186  
 Q102：管理票は、誰が、いつ、誰に交付するのですか。また、二次管理票とは何ですか。
- 【4】管理票交付後の注意事項…………… 188  
 Q103：管理票を交付した後は、どのような点に注意すべきですか。

**第15章 汚染土壤処理施設（法第22条～第28条）**

- 【1】汚染土壤処理施設の種類…………… 190  
 Q104：汚染土壤処理施設には、どのような施設がありますか。また、再処理汚染土壤処理施設について説明してください。

【2】 汚染土壌の汚染土壌状態と汚染土壌処理施設…………… 192

Q105：汚染土壌処理施設には4種類あるようですが、それらの処理施設に汚染土壌の処理を委託する場合、汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類やその汚染の程度にかかわらず、どの施設にも処理を委託できますか。

## 第Ⅱ部

# 事業者のための土壌汚染対策に係るリスクコミュニケーションガイド

## 第1章 土壌汚染情報の公開とリスクコミュニケーション

【1】 土壌汚染の判明と自主的公表について…………… 197

Q106：法によって汚染情報が公開されない場合でも、自主的に公表すべきですか。

【2】 汚染情報の公表の必要性…………… 198

Q107：汚染情報の公表は、なぜ必要なのですか。

【3】 汚染情報の提供とリスクコミュニケーション…………… 199

Q108：汚染情報の提供とリスクコミュニケーションの関係、また、土壌汚染のリスクコミュニケーションの特徴は何ですか。

## 第2章 リスクコミュニケーションの原則

【1】 リスクコミュニケーションの定義…………… 201

Q109：リスクコミュニケーションとは何ですか。

【2】 リスクコミュニケーションの目的…………… 202

Q110：リスクコミュニケーションの目的は何ですか。

【3】 リスクコミュニケーションの基本原則…………… 203

Q111：リスクコミュニケーションの基本原則は何ですか。

【4】 リスクの説明の留意点と住民の受け止め方…………… 203

Q112：リスクについて説明する際の留意点は何ですか。

【5】 リスクコミュニケーションの伝達内容…………… 205

Q113：リスクコミュニケーションでは、何を伝えるべきですか。

【6】 リスクの比較の必要性について…………… 206

Q114：リスクの程度を説明する際に、リスクを比較することは有効ですか。また、何か留意点はありますか。

## 第3章 リスクコミュニケーションのプロセス

- 【1】 土壌汚染発見の情報提供の手順…………… 208  
 Q115：汚染が発見されたときの情報提供は、どのような手順で行うのですか。
- 【2】 リスクコミュニケーションの担当の決定…………… 209  
 Q116：担当の決定は、どのようにすればよいのでしょうか。
- 【3】 自治体や外部の専門家との連携…………… 210  
 Q117：自治体や外部の専門家との連携はどうすればよいのでしょうか。
- 【4】 汚染情報の公表の段階について…………… 212  
 Q118：汚染情報は、どのタイミングで公表すればよいのでしょうか。
- 【5】 汚染情報の公表の伝達範囲…………… 214  
 Q119：汚染情報は、近隣の住民だけに伝えればよいのでしょうか。
- 【6】 汚染情報の公表とマスコミへの対応…………… 215  
 Q120：マスコミへの対応は、どうすればよいのでしょうか。
- 【7】 土壌汚染の情報提供・公開の手順…………… 216  
 Q121：情報提供は、どのような方法で行えばよいのでしょうか。

## 第4章 リスクコミュニケーションの内容

- 【1】 情報提供の必要項目…………… 218  
 Q122：情報提供の項目として、どのようなものが必要ですか。
- 【2】 公開する情報の範囲…………… 219  
 Q123：住民の不安が増すような情報、事業者都合の悪い情報、価値が低いと思われる情報についても、公表すべきでしょうか。
- 【3】 土壌汚染の基準値の設定根拠等…………… 220  
 Q124：基準値の設定根拠等も説明する必要がありますか。
- 【4】 情報提供の一般的な留意事項…………… 221  
 Q125：情報提供を行う際の一般的な留意事項と心構えは何ですか。
- 【5】 「法律上問題はない」という説明…………… 222  
 Q126：法律を守っているから問題はないという説明は適切ですか。
- 【6】 メッセージの表現や資料についての留意点…………… 223  
 Q127：メッセージの表現や資料についての留意点には、どんなことがありますか。
- 【7】 住民説明会を設定・運営する際の留意点…………… 225  
 Q128：住民説明会を設定し、運営する際に留意点はありますか。

【8】リスクコミュニケーションの日常的な留意点	228
-------------------------	-----

Q129：日常から留意すべきこととして、どのような点がありますか。

## 第5章 住民説明会における質問と回答例

1. 安全性について	230
2. 調査について	233
3. 対策について	234
4. 補償問題等	237
5. その他	239

### ■リスクコミュニケーションに関する参考資料

1. 基準値の設定根拠	241
2. リスクコミュニケーションの7つの基本原則	249
3. 落とし穴に注意	252

## 第Ⅲ部

# sample

## 資料編

○改正土壤汚染対策法について	259
○改正土壤汚染対策法の概要	263
○土壤汚染対策法施行令の概要	264
○土壤汚染対策法施行規則の概要	266
○特定有害物質及び要措置区域等の指定基準（別紙1）	272
○指示措置に係る措置の具体的内容（別紙2）	273
○土壤汚染処理業に関する省令の概要	274
○指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の概要	276
○法に基づく調査・対策の流れ	278
○法第3条の調査のフロー	279
○法第4条の調査のフロー	280
○法第5条の調査等のフロー	281
○自主調査結果による要措置区域等への指定の申請のフロー	282
○搬出土壤の調査及び汚染土壤搬出時の規制	283
○汚染土壤の処理の内容と施設の定義	284
○法第22条に基づく汚染土壤処理施設	285
○土壤汚染対策に係る支援措置一覧	287

<b>&lt;関係法令&gt;</b>	
○ 土壤汚染対策法・施行令・施行規則の対照表	290
○ 土壤汚染対策法及び汚染土壌処理業に関する省令の対照表	377
○ 土壤汚染対策法及び同法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の対照表	395
○ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（施行通知）	412
○ 油汚染対策ガイドライン（抜粋）— 鉱油類を含む土壌に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方	491
主要参照法律・判例等	509
土壤汚染対策研究会メンバー略歴／査読・校閲	510
索引	511

sample

## 序章 土壤汚染対策法の制定及び改正の背景とその特徴

### [1] 土壤汚染対策法の制定の背景

Q<sub>1</sub>

土壤汚染対策法が制定された背景は何でしょうか。

A

従来も事業者によって自主的に調査・対策が進められてきましたが、調査・対策が的確に行われないケースがあることや、どこまで対策をすればよいかが明確ではなく混乱が生ずるケースがあること等から、一定の法的ルールが必要であると指摘されていました。

#### ■ 解説 ■

平成15年2月の法施行以前は土壤汚染の調査・対策を着務づける包括的な法律はありませんでしたが、事業者によって自主的な調査・対策が進められてきました。しかし、従来の自主的な取り組みについては、以下のような課題が指摘されていました。

- ①現在の対策においては、汚染された土壤が直接摂取される場合の人体への健康上の影響が考慮されておらず、汚染土壤の直接摂取に係る適切な環境リスクの管理がなされていない。
- ②また、地下水汚染を未然に防止するという観点からは土壤汚染そのものについての対策を講ずる必要があるが、現在の対策は事業者等による自主的な取り組みに委ねられており、法制度となっていないことから、土壤汚染の状況の的確な把握や、円滑な措置の実施が図られていない。
- ③土壤汚染に関する法的ルールがないことにより、土壤汚染について周辺住民に健康影響の面で不安が生じているケースが見られる。また、結果として、土地取引の際のトラブルにつながり、土地の流動化を阻害しかねない。

(土壤環境保全対策の制度の在り方に関する検討会「土壤環境保全対策の制度の在り方について(中間とりまとめ)」平成13年9月)

また、どこまで対策を行えばよいかということが明確ではないため、費用対効果という点では問題があるにもかかわらず、多額の費用をかけてでも完全に浄化しようとするケースがあり、国民経済の効率的な運営という点からは問題があるという指摘もありました。

## [2] 法改正の背景



**法施行から7年が経過する中で、平成22年4月に改正法が施行されましたが、今回、法改正が行われた背景を説明してください。**



法施行に伴い、法に基づく調査や対策が実施されてきたところですが、一方で、法に基づかない調査が数多く実施されていることや、土壤汚染が判明した場合に軽度な汚染に対しても掘削除去の措置が偏重されていることなどが明らかになるとともに、その掘削された汚染土壌が不適正に処理されるなどの様々な課題も明らかになってきました。そこで、それらの解決を図るため平成21年4月に法が改正され、平成22年4月から施行されました。

### ■ 解説

1. 法施行を通じて土壤汚染対策における課題が明らかになってきました。

第1には、法に基づかない調査の結果、土壤汚染が発見される事例が増加していることです。法は、土壤汚染状況調査の結果、土壤汚染が判明した土地については、要措置区域等の規制対象区域として指定し、以後、法に基づき管理を行います。法に基づかない場合は必ずしも適正に汚染土壌が管理されるか不安があります。

第2には、実施される土壤汚染対策として掘削除去が偏重されていることです。土地の利用状況や環境リスクの観点からは、掘削除去以外の措置で十分にもかかわらず、掘削除去が採用されることが多く、結果的に土地所有者等に過剰な負担を強いることとなります。

第3には、この結果、掘削除去された汚染土壌が当該土地から搬出される中で、不適正に処理され土壤汚染の拡散が発生していることです。旧法では必ずしも搬出する汚染土壌に関する規定が十分でなかったことが、こうした不適正処理を招いていると考えられます。